

仕 様 書

1 件名

港区子ども・若者政策提案事業運営支援業務委託

2 目的

令和5年4月に施行された「こども基本法」の基本理念に、子ども・若者が意見を表明し、多様な社会活動に参画する機会を確保することが明記された。

本事業は、主権者教育の観点から、中学生・高校生世代の若者が自らの視点で社会課題を捉え、政策提案を行うプロセスを通じて、若者の区政への理解と参画意識を高めるとともに、その意見を区政に反映させる契機とするもの。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

4 履行場所

港区役所（所在地：港区芝公園一丁目5番25号）等

5 業務内容

子ども・若者が、港区に対して政策提案を行う、「港区イノベーションラボ」プログラムの運営支援を行うこと。実施スケジュールの詳細は、契約後、発注者・受注者の協議により決定する。

（1）政策提案へ向けた研究会の支援

令和8年3月頃に発注者が募集し決定した、政策立案に興味のある区内在住・在学の中学生・高校生相当年齢の15名程度（以下、「研究員」という。）が、政策提案を行うために、その研究を支援する。具体的には、令和8年5月から令和8年8月頃にかけて計4回程度、発注者が確保する会場（港区役所等）で、政策提案に向けた研究会を開催する。研究会は、区が設定したテーマの中から、研究員各自が選択した関心分野ごとに、3グループ程度に編成して行うこととし、各グループにはファシリテーターを配置して調査研究の進行を支援する。政策提案に向けては、区民目線に立った視点を取り入れるとともに、研究員による国内外の事例調査のほか、有識者・関係者、区内の高齢者や地域住民に対するヒアリング等を企画・実施し、データの裏付けを支援することにより、EBPMの観点を踏まえた事業実施に努めること。

研究員に対しては、各研究会後にオンライン会議等を活用しながら個別フォローを実施するなど、研究員が政策提案プレゼンテーションを行えるよう、伴走支援を行う。

ア 各会議で使用する資料を調製すること。なお、開催日前日までに発注者に20部程度（カラー印刷）納品すること。

イ 各研究会における議論の様子が分かるよう、静止画での記録撮影を行い、Windows上で稼働するjpeg形式で発注者に提出すること。

ウ 会議運営等に関して、会議前や会議後に、受注者は発注者と密に打合せを行うこと。

エ 受注者は各研究会終了後1週間以内に会議資料、議事要旨等をまとめ、発注者に提出すること。

オ 研究員の課題意識を深掘りするため、研究会の中で有識者のサポートを受ける等の機会を設けること。

カ 受注者は、各グループに対し、検討分野に精通し、グループの議論を円滑に進めることができる専属のファシリテーターを配置すること。ただし、2つ以上のグループを1名のファシリテーターが兼務する場合は、事前に発注者に協議のうえ承認を得ること。ファシリテーターは、検討時間をより効果的に活用するとともに、意思決定に向かう道順を整理し、発言者の偏りや意見の拡散を防止する役割を担う。効果的な会議運営に向けた企画提案を行うとともに、資料等の確認を行うこと。

キ 模造紙や付箋、マーカーなど運営に必要な物品は受注者が用意すること。

ク 発注者がファシリテーター等を変更すべきと判断した場合、発注者は受注者に対してファシリテーター等の変更を命じることができることとする。

ケ 運営等に関して、会議前や会議後に、受注者は発注者と密に打合せを行うこと。

(2) 政策提案プレゼンテーションの支援

令和8年8月に、発注者が確保する会場（港区役所等）で、研究員の政策提案プレゼンテーションの場を開催する。

政策提案プレゼンテーションの中で、国内外の事例調査や関係者のヒアリング等によるデータの裏付けを示すことができるよう、研究員に対して助言・支援し、EBPMの観点を踏まえた事業実施に努めること。

また、政策提案プレゼンテーションの様子が分かるよう、静止画での記録撮影を行い、Windows上で稼働するjpeg形式で発注者に提出すること。

(3) 提案会後のフィードバック

政策提案がどのように次年度の区の事業に反映されたかを研究員に対して説明するため、区が実施するフィードバックの場において、運営に係る支援を行う。

(4) 共通事項

ア 打合せの実施

本業務の遂行に当たり、受注者は発注者と密に打合せを行い、打合せの会議録をMicrosoft Wordで作成すること。

イ 誤植防止の徹底

資料等の作成に当たっては、誤字脱字や数字の誤りなど、誤植が無いよう確認を徹底すること。

6 執行体制等

(1) 受注者は、本業務に精通した業務担当者を配置するとともに、本業務を行うに当たり業務責

任者を定め、スケジュール及び進行状況について適切な管理を行うこと。また、発注者と綿密な連絡を取り、その指示を受けるものとする。

- (2) 受注者は業務実施に当たり、事前に、日時、方法、業務責任者氏名、作業人員等を記載した業務実施計画書を契約締結後速やかに提出し、発注者の承認を得ること。

7 成果品

受注者は以下の成果品を令和9年3月31日までに発注者へ提出すること。なお、本業務終了後といえども、成果品に本契約の内容に適合していないことが発見された場合には、発注者は当該成果品の提出日から起算して12か月以内に受注者に具体的な契約不適合の内容を書面で通知し、受注者は速やかに発注者の指示に基づき、成果品の修正を行うものとする。これに要する費用は、すべて受注者の負担とする。

No.	名称	内容
①	本事業実施報告書	一式
②	研究会配布資料	一式

※ 研究会での検討過程及び政策提案プレゼンテーションの内容、本事業の中で撮影した写真をまとめた報告書を作成すること。

※ 成果品の電子データは、DVD-R 又は CD-R で1部提出すること。原則、Windows 上で稼働する Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point を使用してデータを作成すること。発注者と協議の上、区ホームページで公表可能なデータを作成すること。作成過程における作業ファイル一式を Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point 形式で提出すること。※成果品のうち、①本事業実施報告書については契約代金の支払の完了をもって、発注者に帰属し、②研究会配布資料については受注者に帰属するものとする。

8 支払方法

契約代金の支払いは、業務履行確認後、受注者の請求に基づき一括払いとする。

9 受注者の責務等

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 受注者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。

- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、個人情報について、別紙個人情報等取扱いに関する特記事項を遵守しなければならないものとする。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (10) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。

10 環境により良い自動車利用

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)、ハイブリッド自動車(HV)の総称を指す。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって、観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン(平成29年3月16日付改正28環改車第790号)」に規定する評価Aランク以上の車両を供給すること。

11 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。

12 担当

港区企画経営部区長室広聴担当

電話 03-3578-2051

FAX 03-3578-2034